

指導監督的な実務経験の評価に導入した「実務歴ポイント制」運用要領

令和3年9月改訂
令和元年9月制定
教育委員会
資格認定制度専門委員会

本要領は、教育並びに資格認定要項（架空送電線路工事従事者用）に定める現場代理人の資格認定のうち「5.1.4 指導監督的な実務経験」について、その評価方法を見直し、導入した「実務歴ポイント制」の運用方法を整理したものである。

1. 指導監督的な実務経験の評価方法見直しにおける基本的な考え方

(1)基本方針

評価方法の見直しにあたり、次の2点を基本方針とした。

- ①技術力の低下を招くような資格要件の「緩和」は避け、資格要件の「拡大」を検討する。
- ②資格要件の「工事規模の具体例」は、現行の考え方を踏襲しつつ、定量的な評価方法（実務歴ポイント制）の導入を目指す。

(2)資格要件の「緩和」と「拡大」の定義

①技術力の低下を招くような資格要件の「緩和」の定義

- ・「66kV以上・2回線・2基以上と同等なもの」の規模に満たない工事の実務経験のみで、所要期間2年を要件とすること
- ・指導監督的な実務経験の所要期間を2年未満に減じること

②技術力の低下を招くことが無いような資格要件「拡大」の定義

- ・鉄塔と架線を一連の工事として経験できないが、規模が「66kV・2回線・2基以上と同等以上」の鉄塔と架線を個別に、双方とも経験する場合
- ・「66kV・2回線・2基以上と同等なもの」に満たない規模でも、鉄塔と架線を一連の工事として経験できる場合

であって、技術力の低下を招くことなく、工事の技術面を総合的に経験できる工事を対象とする。但し、現行の考え方と一部相違するものは、実務歴ポイントの参入に制限を設ける。

以上の基本方針のもと、現行の資格認定要項の考え方を踏襲しつつ、指導監督的な実務経験に定量的評価（実務歴ポイント制）を導入する。

以下余白

2. 実務歴ポイントの評価基準

実務歴ポイントは、対象工事の「工事規模P」×「実務期間（月数）」の合計ポイントで評価する。

(1) 工事規模P

工事の種類と規模を考慮した、基準とする「工事規模P」を以下に示す。

○鉄塔工事（基礎・組立）＜2基以上は2倍＞

- ・ 66kV 1回線 工事規模P「1」
- ・ 66kV 2回線 工事規模P「2」
- ・ 66kV 4回線 工事規模P「3」
- ・ 110kV以上2回線 工事規模P「3」

○電線工事（延線・緊線）＜電線張替工事のみ2km以上は2倍＞

- ・ 66kV 1回線 工事規模P「2」
- ・ 66kV 2回線 工事規模P「4」
- ・ 66kV 4回線 工事規模P「5」
- ・ 110kV以上2回線 工事規模P「5」

○特殊工事

管理能力が必要な特殊性の高い次の工事は、特殊工事P「2P」の加算を認める。ただし、1件名「2P」までとし重複加算は認めない。

加えて、特殊工事P「2P」の加算による1工事の工事規模Pは「8P」を上限とする。

- ・「多導体工事」，「活線接近工事」，「市街地工事」
- ・「新幹線横断工事」，「高速道路横断工事」
- ・「その他特殊工事」

※「その他特殊工事」とは、基準工事規模（66kV・2cct・2基）と比較し、特殊性が高く、難易度の高い実務が必要な工事で、「技術面・管理面・対外折衝面等」から、これを証明する説明を加え、実務歴P制検証分科会等（資格認定関連の会議体）の承認により採用を認める。

＜その他特殊工事の例＞

- ・「海峡横断，及び鉄道の高架部分などの特殊箇所を横断する工事」

(2) 実務期間（月数）

対象となる工事に、指導監督的な立場（副現場代理人・安全担当・技術担当（複数の場合は筆頭者））で従事した実務経験期間を「実務期間（月数）」とする。

※指導監督的な立場の対象について

- ・ JR工事は「主任技術者又は監理技術者および工事指揮者」を対象とする。
- ・ JV工事で構成会社毎に技術担当を配置する場合は「構成会社毎の筆頭者」を対象とする。

(3) 資格認定申請を認める「実務歴ポイント」の基準P

資格認定要項で定める基準「工事規模」と必要「実務期間」から定める。

①基準「工事規模」 66kV・2回線・2基以上

- ・ 鉄塔工事「2P×2=4P」
- ・ 架線工事「4P」

⇒「4P」+「4P」=「8P」

②必要「実務期間」 24 ヶ月

③実務歴ポイントの基準P

「基準工事規模」×「必要実務期間」＝実務歴ポイントの基準P

「8P」×「24ヶ月」＝「192P」

∴実務歴ポイントが「192P」を超える者は申請を認める。

3. 「実務歴ポイント制」におけるP算定方法について

(1)実務歴ポイントにおける「P制限」

P制限は、現行制度における「実務期間の参入期間制限（12 ヶ月）」の考え方を踏襲するもので、「制限なし」「P制限」の具体的な対象工事を以下に示す。

①実務歴ポイントへの参入を制限しない工事（制限なし）

現行制度において、参入期間の制限を設けていない以下の工事

⇒66kV 以上・2回線・2基以上の新設、建替工事、及び電圧・基数にかかわらず、

これと同等以上と認められる工事

<66kV 以上・2回線・2基以上と同等なもの>

（新設・建替工事）

- ・110kV 以上・1回線 1基以上
- ・66kV ・4回線以上 1基以上
- ・66kV ・1回線・多導体工事 1基以上
- ・66kV ・2回線・活線、活線近接 1基以上
- ・66kV ・2回線・市街地工事 1基以上

（撤去工事）

- ・66kV 以上・2回線 2基以上
- ・66kV 以上・4回線以上 1基以上

②実務歴ポイントへの参入を96Pに制限する工事（P96制限）

a. 現行制度において、参入期間を12 ヶ月までに制限している以下の工事

- ・OPGW工事 5km 以上
- ・66kV 電線張替工事 2km 以上
- ・66kV・1回線・1基以上 の新設、建替工事
- ・66kV・1回線・1基以上 の撤去工事

b. 実務歴P制導入により、P加算を可能とした以下の工事

- ・「66kV 以上・2回線・2基以上」と同等規模の工事で、「鉄塔」と「架線」を個別に実施する工事
- ・「66kV 以上・2回線・2基以上」の規模に満たないが「鉄塔と架線を一連の工事」として実施する工事（66kV 未満で、支持物は鉄塔、電線は延緊線を伴う工事）
- ・「66kV・1回線・1基以上の撤去工事」と同等の撤去工事で、「鉄塔」と「電線」を個別に実施する工事
- ・「66kV・1回線・1基以上」の改良工事で、基礎工事が伴う鉄塔嵩上げ工事
- ・「鉄塔」または「架線」の単独工事ではあるが、工事難易度が前述の工事と同等以上の「高難度工事」
- ⇒多導体の緊線・緊線解体を伴うがいし連取替工事

⇒「部材取替が50%を超える部材交換」又は「主柱材の取替を含む部材交換」の工事

(2)実務歴ポイント算定に用いる「工事規模パターン」

実務歴ポイント算定に用いる「工事規模P」をパターン化した新様式—1裏の「別紙：実務歴ポイントの算定に用いる工事規模パターン」を整備した。

内申書<指導監督的な実務経験の実務歴ポイント算定表>のポイント算定における基礎データの一覧表である。

4. 現場代理人資格認定申請に用いる「内申書」について

実務歴ポイント制の導入に伴い内申書様式を見直したので「新様式—1表、裏」により申請するものとする。

(1)送研現場代理人資格認定内申書（新様式—1表、裏）の見直し内容

- ・「指導監督的な実務経験」欄は、表面下段から裏面とした。
- ・但し、表面下段左に「指導監督的な実務経験」の合計の記載欄を設けた。
- ・これに伴い「教育・講習・教習などの受講実績」欄を裏面から表面下段とした。

(2)内申書の記載上の留意点について

①「教育・講習・教習などの受講実績」欄

- ・現場代理人教育実施計画に基づく「基礎学科（36時間）」「一般教養（42時間）」「安全衛生管理（54時間）」「施工管理（53時間）」「基礎技術（107時間）」「技能（439時間）」の6教科を3年間で履修させることが必要要件のため、その受講年月を記載すること。
- ・上級現場代理人の申請者は、現場代理人資格認定取得後、翌年度の特別講習会の受講が必須のため、その受講年月を記載すること。

②「指導監督的な実務経験」欄

（新様式—1裏）「指導監督的な実務経験 対象工事の概要と期間、及び実務歴ポイント算定表」の記載方法を以下に示す。

- ・データ入力方法の凡例に示すとおり、「黄色」セルは手入力、「緑色」セルは表引き入力、その他は保護セルのため入力不可としている。
- ・会社名、氏名は、表面と重複するが印刷後の申請者特定用として入力する。
- ・<指導監督的な実務経験の対象工事の概要・期間>（上段）は、
→変更前の「指導監督的な実務経験」と同様に諸項目を入力する。
→上級現場代理人もこの欄に必要事項を入力する。
- ・<指導監督的な実務経験の実務歴ポイント算定表>（下段）は、
→現場代理人の申請者のみが入力する。
→入力箇所は「工事規模番号」のみ。
→工事規模番号は「別紙 工事規模パターン」と「対象工事の規模」が一致する工事規模を選定し、その「工事規模番号（6桁数字）」を入力する。
- ・（新様式—1表）「指導監督的な実務経験」欄は、（新様式—1裏）で算定した「実務歴ポイント（現場代理人）」と「累計期間（上級現場代理人）」の合計値を入力する。